

素点 1.17

2.39

偏差値 1.50.125)

2.58.25)

順位 1,023位 第 1 問 答案用紙<1>



0 6 1 0 0 1

得点率 55

解答参考: CPA

受験番号シール貼付欄

1
6

(租税法)

問題 1

問 1

A社とB社とは完全親戚関係はないため、B社からA社に付した重機の無償による譲渡は無償による譲渡時の時価 600万円を法人税法上全額に算入する。
(法人税法 25条の2第2項、22条2項)

2/5

問 2

この信託は受益権表示する証券を発行した旨の定めのある信託であるため、A社とB社との間で締結した信託契約に基づき信託財産に帰せしめる収益及び費用は法人税法上受益者であるA社の収益及び費用として処理する。
(法人税法 12条 1項)

0/5

問 3

Pは資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難となり当該債務の免除を行うため当該債務の免除に乏した経済的効果の発生はPの所得税法上各種所得の計算上、総収入金額に算入しない。
(所得税法 44条の2第1項)

4/5

問 4

C社に対する差控金については更生計画に認可の決定により債権の消滅が認められたため、A社において消費税法上、課税標準に付した消費税額が当該金額に付した差控金の50万円に付した消費税額を控除する。
(消費税法 39条1項)

5/5



第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題2

番号	○×欄	記述欄
①	X	Kは人格准用により収容事業を行っていたが、Kは法人の株主等にはなっていない。 (法人税法4条1項、2条8号)
②	X	A社がC社から受領した金銭債権の譲渡をA社がC社から受領した金銭債権の譲渡の譲渡人として行ったが、A社はC社から受領した金銭債権の譲渡の譲渡人としていない。 (法人税法4条) (法人税法5条1項)
③	0	
④	X	酒造場の株主等からA社に譲渡された酒造場の10%の株主等から受領した金銭債権の譲渡はA社がC社から受領した金銭債権の譲渡の譲渡人としていない。 (法人税法4条1項)
⑤	X	



第2問 答案用紙<1>
(租税法)

受験番号シール貼付欄

3
6

問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額

.....

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818 ○
器具備品B	1,925,000	
ソフトウェアC	120,000	
機械装置D	49,922	
(外国通貨についての申告調整)		19,400 ○
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	70,000,000	
F社株式		37,500,000 ○
G社株式	12,000,000	
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000 ○
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		6,000,000 ○
H社に対する貸付金以外の債権		220,000 ○



第2問 答案用紙<2>
(租 税 法)

受験番号シール貼付欄

4
6

	加算すべき金額	減算すべき金額	
(寄附金についての申告調整)	10,481,250		X
(役員退職慰労金についての申告調整)		10,999,999	X
(租税公課についての申告調整)			
[資料] 9. の(2)及び(3)について		30,584,000	O
[資料] 9. の(4)及び(5)について	53,296,000		O
[資料] 9. の(6)について	2,485,000		X
[資料] 9. の(7)について	20,000,000		O
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)			
[資料] 10. の(1)について		3,180,000	O
[資料] 10. の(2)について		2,000,000	O
(欠損金についての申告調整)		190,000,000	O
(その他の申告調整)	
所得金額		



第2問 答案用紙<3>
(租税法)

受験番号シール貼付欄	
5	
6	

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額

7,000,000 ○

(2) 事業所得の必要経費の金額

2,812,300 ○

[問] 2.

(1) 退職所得の金額

7,500,000 X

(2) 給与所得の金額

4,120,000 ○

(3) 一時所得の金額

.930,000 X

(4) 雑所得の金額

1,270,000 X

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額

.380,000 ○

(2) 雑損控除の金額

2,800,000 X

(3) 生命保険料控除の金額

.117,000 ○

[問] 4.

丙の課税総所得金額

.770,000 X



0 6 1 1 0 4

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

受験番号シール貼付欄	
6	[Redacted]
6	

問題 3

(単位：円)

(1) 課税標準額に対する消費税額

.227,489,340 X

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

3,340,300,000 O

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

3,351,842,300 X

(4) 課税貨物に係る消費税額

.156,000 O

(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

.188,711,640 X

(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
にのみ要するもの

.186,746,820 X

(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等
にのみ要するもの

.223,080 O

(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等と
その他の資産の譲渡等に共通して要するもの

.1741,740 X

(9) 売上げの返還等対価に係る税額

.1,025,700 O

(10) 貸倒れに係る税額

.51,480 O

1.5x26
11
39/60